



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月31日 日曜日 第1343号外2

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく処分により、愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条の6中「第73条の27の4第1項」の下に「、第3項、第5項若しくは第7項」を加える。

第19条の7中「第73条の27の4第3項」を「第73条の27の4第2項、第4項、第6項及び第8項」に、「及び第73条の27の9第2項」を「並びに第73条の27の9第2項」に改める。

附則第5条中「32万円」を「36万円」に改める。

附則第12条第1項中「、第3項及び第4項」を「から第3項まで」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の100分の2に相当する金額」に改め、各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 附則第5条の規定の適用については、同条中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第34条第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。
- (2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」

の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに法附則第34条第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

- (3) 附則第7条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

附則第12条第3項を削る。

附則第13条第1項中「前条第1項各号及び同条第2項」を「前条第1項」に改める。

附則第14条中「（同条第2項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「同条第1項各号及び同条第2項」を「同項」に改める。

附則第21条第1項中「同条第7項」の下に「及び第9項」を加え、「第73条の27の8第1項」を「第73条の27の9第1項」に、「若しくは第7項」を「、第7項若しくは第9項」に、「及び第8項」を「、第8項及び第10項」に改める。

附則第24条第4項中「取得で令で定めるもの」を「取得」に改め、同条第5項を削り、第6項を第5項とし、同条に次の1項を加える。

- 6 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で令で定めるものの取得（第3項又は法附則第32条第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) 平成14年4月1日から平成15年9月30日まで 100分の1

(2) 平成15年10月1日から平成16年2月29日まで 100分の0.1

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第19条の6及び第19条の7の改正規定は、地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）附則第1条第4号に定める日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成14年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成13年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 3 新条例附則第24条第4項及び第6項の規定は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第24条第5項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。